

藤井寺市農業委員会委員候補者 募集要項 R8

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）による農業委員の任期満了に伴い、藤井寺市農業委員会の委員候補者を募集します。

1 募集対象

藤井寺市農業委員会委員候補者

2 募集人数

18名

3 募集期間

令和8年4月24日（金）から 令和8年5月18日（月）まで

4 応募及び推薦の資格

(1) 応募できる者又は推薦を受ける者は、次のいずれにも該当する方です。

①藤井寺市が設置する他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員及び監査委員）の委員でない者

②農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

③法令等により農業委員と兼職ができない者（例：一般職の公務員等）

④破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

5 応募及び推薦の方法

(1) 農業委員会の委員に応募しようとする者又は団体等が委員に推薦しようとする場合は、所定の応募・推薦用紙に必要事項を記入し、署名又は記名押印のうえ提出してください。

(2) 提出先

藤井寺市市民生活部産業創造室産業労働課（農業委員会事務局）へ提出してください。また、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※なお、法律等の規定により応募・推薦用紙に記載された事項は、公開の対象となることがありますのでご承知おきください。

6 候補者の選考

応募及び推薦による候補者の総数が募集人数を超えた場合は、「藤井寺市農業委員会委員等候補者選考委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。

7 選考結果の通知

前項の選考結果は、後日、本人宛に郵送で通知します。

8 個人情報の取扱い

応募及び推薦により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。ただし、農業委員の任命に際し、必要な範囲において、氏名、住所、経歴等が公表されます。

9 定数

藤井寺市農業委員会委員 18人

※募集人数ではありません。

10 任期

令和8年7月20日から3年

(農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定による)

11 職務内容

- (1) 毎月1回程度(毎月8日前後)開催される農業委員会総会への出席及び農地の権利移動や転用等に係る審議
- (2) 農地の利用状況調査(農地パトロール)
- (3) 農地の現地確認および耕作者への指導等
- (4) 大阪府農業会議等が開催する会議、大会、研修会等への参加

12 身分

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員

13 報酬

藤井寺市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。 報酬月額 16,000円

14 応募及び推薦の問い合わせ先

藤井寺市市民生活部産業創造室産業労働課(農業委員会事務局)

TEL : 072-939-1228

FAX : 072-952-3679

MAIL : shoukou@city.fujiidera.lg.jp